事業者様用の新型コロナ社内感染対策(参考例)　　　　　　　　 2020/05/13改定　冒険王株式会社 作成

※自社が実施している社内での新型コロナ感染対策を元に事業所様向けにアレンジして作成しました。

各社様でさらにアレンジを加えてお使いいただければと思います。

従業員の体調管理

・出勤前に検温し、発熱や下記の症状が認められる場合は会社に連絡相談を行う。

・業務前の毎日の健康状態チェック項目

　□　軽い風邪の症状が続いている（せき・くしゃみ・発熱・鼻水・だるさ）

□　息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状

□　嗅覚・味覚の異常

□　家族（同居人）の勤務先等に感染者がいないか確認する

□　自分の行動履歴を記録しておく（面談日時・面談した時間・企業名・担当者名・連絡先）

・勤務中の手洗い・うがい・手指のアルコール消毒・マスク着用の徹底

・勤務中に体調が悪くなった場合は、上司に相談できる体制を作り、速やかに帰宅を促す。

・自宅待機の場合は、最低でも1日1回は上司に状況説明を行う。

社内・社外環境の整備と業務を継続するための体制

・事業所共有スペースの清掃・換気・アルコール消毒の設置

・勤務中や勤務外に関わらず、密閉・密集・密接の状況回避（会議短縮、イベント・集会延期や中止）

・外部との接触を極力少なめにする。外部会議を導入（WEB会議への切り替え）

・勤務時間の調整の検討・実施

・業務が継続できるよう部署内のリスク分散をする。（座席の距離を考慮した業務環境の整備）

・公共機関を利用する通勤者の確認を行い、混雑時を避ける勤務時間変更の検討・実施

・リモートワーク（在宅勤務）が可能な業務の検討・実施

従業員へ要請（自宅での過ごし方）

・複数でのお昼の飲食、夜の飲食会（模合等）はできるだけ控えるようする。

・大型商業施設に買い物に行く場合、マスク着用し手洗いを徹底して、滞在時間は2時間以内とする。

・買い物レジなどは、間隔を開けるなど工夫。外出から帰ったら必ず手洗いをする。

・できるだけ外出を控える。特に持病がある人は外出を控える。

※下記に該当する場合は、すぐに相談窓口へ連絡をする。

◆息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状がある。

◆比較的軽い風邪症状が続いている。（4日以上は必ず連絡する）

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患あり、人口透析患者や免疫抑制剤や抗がん剤使用、妊婦または、

下痢、吐気、胸部不快感、息苦しい、呼吸困難、嗅覚・味覚に異常、全身の倦怠感の症状がある場合は

特に注意が必要なのですぐに連絡する。（毎日体温を測り、症状を記録し、自宅で安静にする）

　　新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口へ　098-866-2129（24時間対応）相談する

◆**社員が感染や濃厚接触者が疑われたら**

　①速やかに、会社へ連絡する。（休みの日は、担当部署の管理職携帯に連絡する。連絡事項を作る）

【連絡事項】

　１．社員の体調確認、家族の体調確認　２．保健所へ連絡するよう要請　３．行動履歴の確認

４．業務の引継ぎ等の確認

②保健所からの指示の内容報告と検査や結果の確認を行う。

　③会社へ連絡し状況（②の内容）を伝え、自宅待機する。

◆**社員が感染していたら**

　①社内で感染者と手等で触れた者、又は発症後の感染者と対面で会話することが可能な距離

（目安として２メートル）で、接触した社員を特定し、その社員の体調と行動履歴を確認する

　②社内を消毒する

　③息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状がある。2週間の観察期間を設ける

　④外部、社員が接触したと思われる方への公表内容を行う。

◆**家族（同居人）が感染や濃厚接触が疑われたら**

　①速やかに、会社へ連絡する。（休みの日は、担当部署の管理職携帯に連絡する。連絡事項を作る）

【連絡事項】

１．社員の体調確認、家族（同居人）の体調確認　２．家族の検査・結果確認　３．行動履歴の確認

②保健所からの指示の内容報告と検査や結果の確認を行う。

　③会社へ連絡し状況（②の内容）を伝え、自宅待機する。

④家庭で看護するときの注意点を確認する（下記参考資料あり）

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/assets/diseases/respiratory/ncov/nursing.pdf>

◆**家族（同居人）の勤務先等に感染者がでたら**

　速やかに、会社へ連絡する。（休みの日は、担当部署の管理職携帯に連絡する。連絡事項を作る）

◆**社員・家族（同居人等）が県外・海外から帰ったら**

※県外・海外在住の家族（同居人等）が自宅へ戻る際は、速やかに会社へ連絡をする。

　観察期間として、社員は2週間の自宅待機とする

**保健所へ連絡し指示に従って行動する　　　　「帰国者・接触者相談センター」の連絡先・管轄区域案内**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健所名 | 電話番号 | 管轄市町村 |
| 北部保健所 | 0980-52-5219 | 名護市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・伊江村・伊平屋村・伊是名村 |
| 中部保健所 | 098-938-9701 | 宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・金武町・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村 |
| 南部保健所 | 098-889-6591 | 糸満市・浦添市・豊見城市・南城市・西原町・与那原町・南風原町・八重瀬町・渡嘉敷村・座間味村・粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村・久米島町 |
| 宮古保健所 | 0980-73-5074 | 宮古島市・多良間村 |
| 八重山保健所 | 0980-82-4891 | 石垣市・竹富町・与那国町 |
| 那覇市保健所 | 098-853-7962　098-853-7971 | 那覇市 |